

大阪府条例第百九号

大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例

第一条 大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十四
年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 法及び令に基づく事務のうち、次に掲げ る事務(規則で定める場合に係るものを除く。) であつて、府の区域内に存する市(大阪市、岸 和田市、吹田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市及 び阪南市を除く。)、町(能勢町、熊取町、田 尻町及び岬町を除く。)、及び村の区域に係るも のは、それぞれ当該市、町又は村が処理するこ ととする。 一一十三 (略)</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 法及び令に基づく事務のうち、次に掲げ る事務(規則で定める場合に係るものを除く。) であつて、府の区域内に存する市(大阪市、岸 和田市、吹田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市及 び阪南市を除く。)、町(豊能町、能勢町、熊 取町、田尻町及び岬町を除く。)、及び村の区域 に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処 理することとする。 一一十三 (略)</p>

第二条 大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次の
ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 法及び令に基づく事務のうち、次に掲げ る事務(規則で定める場合に係るものを除く。) であつて、府の区域内に存する市(大阪市、岸 和田市、吹田市、貝塚市及び泉佐野市を除く。)、 町(能勢町、熊取町及び田尻町を除く。)、及び 村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又 は村が処理することとする。 一一十三 (略)</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 法及び令に基づく事務のうち、次に掲げ る事務(規則で定める場合に係るものを除く。) であつて、府の区域内に存する市(大阪市、岸 和田市、吹田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市及 び阪南市を除く。)、町(能勢町、熊取町、田 尻町及び岬町を除く。)、及び村の区域に係るも のは、それぞれ当該市、町又は村が処理するこ ととする。 一一十三 (略)</p>

附 則

この条例は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、
同年十月一日から施行する。